

○遊技機取扱主任者に関する規程の実施要領(平成16年5月20日 日遊協内規)

最終改正 令和5年11月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、遊技機取扱主任者に関する規程（平成16年日遊協規程第1号。以下「規程」という。）第3条第3項及び第4項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第9条第3項、第10条第4項、第13条第2項、第14条第3項、第15条第4項、第16条第4項、第18条第2項及び第21条の規定に基づき、遊技機取扱主任者の講習及び試験等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習科目等)

第2条 新規講習の科目・時間は、次表のとおりとする。

科 目	時 間
オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	10分
遊 技 機 の 取 扱 者 の 基 本 的 心 構 え	30分
制 度 及 び 関 係 法 令	60分
遊 技 機 の 取 扱 い (実 務) I ぱちんこ遊技機 II 回胴式遊技機	100分
不 正 の 実 態 及 び 不 正 行 為 の 防 止	40分

2 新規講習は、「遊技機取扱主任者の手引き」等を使用して行うものとする。

3 更新時講習の科目・時間は、次表のとおりとする。

科 目	時 間
オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	10分
遊 技 産 業 の 健 全 化 等 及 び 関 係 法 令	70分
不 正 の 実 態 及 び 不 正 行 為 の 防 止	60分
遊 技 機 の 取 扱 い (実 務) I ぱちんこ遊技機 II 回胴式遊技機	100分

4 更新時講習は、「遊技機取扱主任者の手引き」等を使用して行うものとする。

5 講習については、日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合、全国遊技機商業協同組合連合会、回胴式遊技機商業協同組合等関係団体の協力を得ながら実施

する。

(新規試験の方法)

第3条 新規試験の方法・時間は、次表のとおりとする。

方 法	時 間
試 験 方 法 等 の 説 明	10分
正 誤 択 一 式 の 試 験	60分

- 2 試験問題の出題数は50問とし、正誤式問題の正解率が80パーセント以上の者を合格者とする。
- 3 試験問題の作成、採点及び合否の決定は、日遊協が行うものとする。この場合において、日遊協は、試験問題の作成について、必要により関係団体等の協力を求めるものとする。

(更新時試験の方法)

第4条 更新時試験の方法・時間は、次表のとおりとする。

方 法	時 間
試 験 方 法 等 の 説 明	10分
正 誤 択 一 式 の 試 験	40分

- 2 試験問題の出題数は30問とし、正誤式問題の正解率が80パーセント以上の者を合格者とする。
- 3 試験問題の作成、採点及び合否の決定は、前条第3項の規定を準用する。

(講習及び試験の案内)

第5条 日遊協は、講習及び試験を実施するに当たっては、実施前に相当の期間を設けて関係団体等に日遊協ウェブサイト等で受講又は受験をしようとする者に、その期日、場所等を周知するものとする。

(講習及び試験の申請)

第6条 講習又は試験を受けようとする者は、インターネットを利用し、日遊協遊技機取扱主任者申込みウェブサイト (<https://exam.nichiyukyo.or.jp>、以下「日遊協ウェブサイト」という。) から日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の新規項目欄のとおりである。

(受講票及び受験票の送付)

第7条 日遊協は、前条の規定に基づき申請をした者が、規程第5条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、手数料を納付していることを確認したときは、当該申請をした者に対し、講習及び試験の案内書並びに別記様式第1号の新規更新時遊技機取扱主任者受講・受験票を送付するものとする。

(取扱主任者証の交付)

第8条 日遊協は、試験の合格点数を得た受験者に対しては、速やかに、別記様式第2号の遊技機取扱主任者証を、及び規程第10条第3項の規定により有効期間を更新した受講者に対しては、別記様式第2号の2の遊技機取扱主任者証を、速やかに、交付するものとする。

(受験の不正行為等)

第9条 日遊協は、試験中に受験者の不正行為を認めたときは、当該受験者を会場から退場させるものとする。

2 日遊協は、受験者の不正行為等が事後に判明したときは、速やかに当該遊技機取扱主任者の認定を取り消し、当該者に対し、別記様式第3号の遊技機取扱主任者の認定の取消し通知書により通知するものとする。

(取扱主任者証の有効期間の更新の特例)

第10条 規程第10条第1項の規定に基づき取扱主任者証の有効期間の更新を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の更新・特例項目欄のとおりである。

2 規程第10条第3項に該当し、試験免除を希望する者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請し、更新時講習を受講しなければならない。なお、入力項目は、別表の更新・特例項目欄のとおりである。

3 第1項及び前項の場合において、受講票及び受験票の送付については第7条の規定を準用する。

(取扱主任者証の記載事項変更届)

第11条 取扱主任者証の記載事項の変更を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の変更・再交付項目欄のとおりである。

(取扱主任者証の再交付の申請)

第12条 取扱主任者証の再交付を受けようとする者は、日遊協ウェブサイトから日遊協に申請しなければならない。なお、入力項目は、別表の変更・再交付項目欄のとおりである。

(遊技機取扱主任者の認定の取消し及び効力の停止等)

第13条 日遊協は、遊技機取扱主任者の認定の取消処分、又は効力の停止処分を行ったときは、当該遊技機取扱主任者に対し、別記様式第3号の遊技機取扱主任者の認定の取消し通知書又は別記様式第4号の遊技機取扱主任者の認定の効力停止通知書により通知するとともに、関係団体に対し、別記様式第5号の遊技機取扱主任者の認定の取消し・効力停止通知書により通知するものとする。

(異議申立ての措置)

第14条 日遊協は、異議申立てにより遊技機取扱主任者の認定の取消処分を取り消し、又は効力の停止処分を取り消し、若しくは変更したときは、当該処分を受けた者に対し、別記様式第6号の異議申立てに対する通知書により通知するとともに、関係団体に対し、別記様式第7号の異議申立てに対する通知書により通知するものとする。

(手数料の納付手続)

第15条 講習、試験若しくは取扱主任者証の再交付の申請又は取扱主任者証の記載事項の変更の届出をしようとする者は、日遊協が指定する納付方法により当該手数料を納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

※ 別記様式は省略